

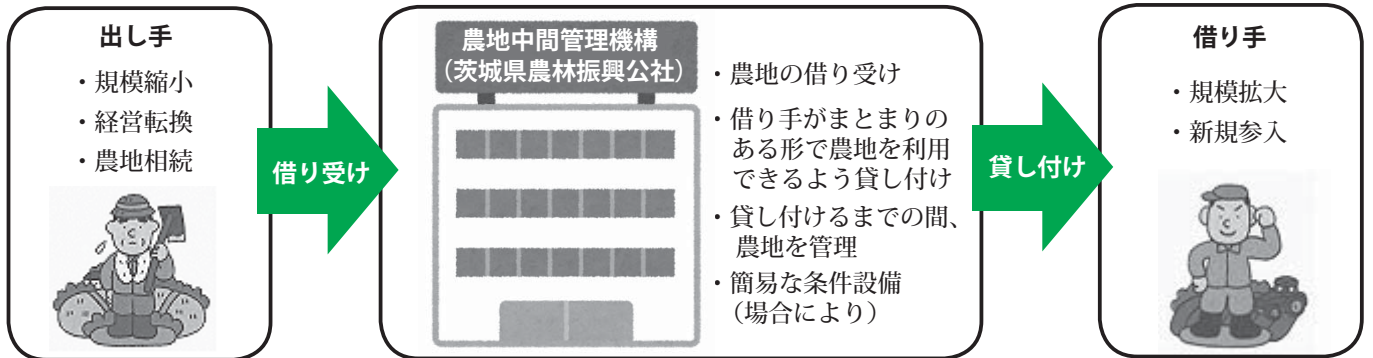
農地中間管理事業がスタートしました！

農地中間管理事業とは、(公)茨城県農林振興公社が、農地の出し手から農地を借り受けて、経営規模の拡大や農地の集約

化を図ろうとする担い手に貸し付けることによって、農地の有効利用や地域の農地利用の効率化を進めていくものです。

問 公益社団法人 茨城県農林振興公社 農地グループ
 ☎ 029-239-7131
 谷和原庁舎産業経済課 ☎ 58-2111 (内線 8156・8157)

◎農地中間管理事業のしくみ◎



手続きの流れ

農地を貸したい場合

①貸付希望者は、産業経済課窓口までご相談ください。「農用地等の貸付希望申出書」を産業経済課窓口まで提出頂きます。

②申出書提出後、機構の定める基準により、借り受けが可能なかの判断を行った後、機構が借り受けるための手続きを行います。

農地を借りたい場合

①「農用地等の借受希望申出書」を産業経済課窓口または機構に提出し「担い手の公募」に応募いただくことが必要です。応募していただけないと、機構から農地を借りられません。

②出し手農家からの農地とのマッチング後に、機構が農地を貸し付けるための手続きを行います。

機構で借り受ける農地

●農業振興地域内にある農地などであること

●再生不能と判断される遊休農地など、著しく利用困難でないもの

●当該農地の存する地域に、十分な借受希望者が確認できること

●その他、農用地の利用の効率化および高度化に資すると見

込まれるものであること
 ※機構の借受期間は、原則として10年以上とします。機構が借り受けて、2年間を経過しても借受希望者が見つからない場合は、出し手に返還します。

農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

1. 地域に対する支援

地域集積協力金
 地域における話し合いにより、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域に対し、地域集積協力金を支払います。

※「地域」とは、集落・学校区など、実際の話し合いの単位となつた、外縁が明確になっている同一市内の区域をいいます。
 ※農地中間管理機構への貸付けは、原則として10年以上です。

■機構への貸し付け割合と交付単価

2割超 5割以下	2.0万円 / 10a
5割超 8割以下	2.8万円 / 10a
8割超	3.6万円 / 10a

※平成27年度までの交付単価です。

【協力金の使途】

地域が市と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。

2. 個々の出し手に対する支援

機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手の皆さんを支援します。

経営転換協力金

農業をやめる場合や、経営の

り受けて、2年間を経過しても借受希望者が見つからない場合は、出し手に返還します。

■貸し付けなどを行う面積と交付単価

0.5ha 以下	30万円 / 戸
0.5ha 超 2.0ha 以下	50万円 / 戸
2.0ha 超	70万円 / 戸

■交付対象者

- ・機構へ自作地を貸し付けた農業者など
 - ・農業部門の減少により経営転換する農業者
 - ・リタイアする農業者
 - ・農地の相続人
- ※遊休農地の所有者は対象になりません。

耕作者集積協力金

機構が借受けている農地などの隣接する農地を、機構を経由して担い手へ貸した場合、農地の所有者または耕作者へ交付されます。

■交付単価：2万円 / 10a

※平成27年度までの交付単価

■交付対象者：機構の借受農地

に隣接する農地または面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地(交付対象農地)の機構への貸し付けに協力した農業者

※遊休農地は対象になりません。